

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 8 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）	4
議案第 9 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	5
議案第 10 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	5
議案第 21 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について	6
議案第 17 号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
議案第 18 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
議案第 19 号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について	8
議案第 20 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
議案第 13 号 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	10
追加議案第 1 号 財産の減額貸付について	10
追加議案第 2 号 財産の減額貸付について	12
議案第 14 号 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	13
議案第 15 号 矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について	14
議案第 29 号 字の廃止及び町の区域の変更について	14
陳情第 21 号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情	15
委員長報告	17
閉 会	17

1 日 時

令和5年3月2日（木）午前8時55分～午前10時22分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高 瀬 由 子

副委員長 掛 下 法 示

委 員 藤 田 欽 哉 佐 貫 薫 小 林 勇 治

宮 本 妙 子 石 井 侑 男 中 村 久 信

4 欠席委員

なし

5 説明員（25名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 和田理男

②政策企画担当 小林 徹

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(3) 総務課（5人）

①総 務 課 長 高橋弘一

②行 政 担 当 相馬香織

③人 事 担 当 高橋和寛

④財 政 担 当 矢板 洋

⑤管 財 担 当 船山幸男

(4) 税務課（4人）

①税 務 課 長 丸谷久美子

②管理収納担当 清水ゆう子

③市民税担当 高久智卯

④資 産 税 担 当 荒浪弘和

(5) 社会福祉課（3人）

①社会福祉課長 沼野晋一

②社会福祉担当 橋本幸江

③障がい福祉担当 白田修一

(6) 高齢対策課（2人）

①高齢対策課長 高橋理子

②地域支援担当 前野路代

(7) 子ども課（3人）

①健康支援担当 大貫真由美

②子育て支援担当 吉田佐江子

③保 育 担 当 松岡雄一

(8) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 日賀野真

②健康増進担当 藤田仁美

③国保医療担当 鈴木 有

(9) 生活環境課（1人）

①生活環境課長 村上治良

(10) 選挙監査事務局（1人）

6 欠席説明員

子ども課長 小野崎 賢一

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 矢板寿江 佐藤晶昭

8 付議事件

- 議案第 8 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算(第 9 号)
- 議案第 9 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 10 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 13 号 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 15 号 矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について
- 議案第 17 号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 18 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 19 号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第 20 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 21 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 29 号 字の廃止及び町の区域の変更について
- 追加議案第 1 号 財産の減額貸付について
- 追加議案第 2 号 財産の減額貸付について
- 陳情第 21 号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 （8時55分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第8号から議案第10号まで、議案第13号から議案第15号まで、議案第17号から議案第21号まで、議案第29号、追加議案第1号、追加議案第2号、及び陳情第21号の15件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

議案第 8 号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第9号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「補正予算書」の1～9ページ、「予算に関する説明書」4～27ページにより説明）

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○小林委員 農業振興費の中で、農業保険であるが1,000万円ほどの減額になっているが、件数としてどのくらい実績があったのか。

○総務課長 収入保険の加入の補助金かと思うが、当初見込んでいたのが70件ほどで、現在67件という状況である。保険の補助対象となる金額は、10万円を限度としているが、10万円まで行かない方が多かったというところでの減額となっている。

○小林委員 予定していた70件に対し67件ということで、ほぼその目的を達していたがその保険の金額が少なかったため減額になったということで了解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

議案第 9 号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長（日賀野真）

（「補正予算書」11～13 ページ、「予算に関する説明書」32～33 ページにより説明。）

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

議案第 10 号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「補正予算書」15～17 ページ、「予算に関する説明書」38～39 ページにより説明）

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

議案第21号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「議案書」79～81 ページにより説明）

○委員長 これより議案第21号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決された。

議案第 17 号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康福祉部長（沼野晋一）

（「議案書」41～47 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 17 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決された。

議案第 18 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康福祉部長

（「議案書」48～52 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 18 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

○佐貫委員 該当する事業者数について確認させていただきたい。

○健康福祉部長 公立の学童保育館と私立の学童保育館を合わせて 12 の学童保育館が対象である。

○佐貫委員 12 事業者ということで理解した。続いて、BCPの策定について、事業者の負担が大きいと思われるが、行政からBCP策定に向けたサポートといったものはどのように考えているのか。

○健康福祉部長 省令が改正されたということで、国から基準等、例が示されると思うので、それらを用いて市から事業所のほうに情報提供やサポート等を行っていく。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 18 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 健康福祉部長より発言の申出がありますので許可する。

○健康福祉部長 先ほどの佐貫委員からの御質問で、施設の数 12 施設とお答えしたが、3 事業所を加えた数字を申し上げたため、施設自体は 9 施設ということで訂正させていただきます。

議案第 19 号 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康福祉部長

(「議案書」53～54 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 19 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決された。

議案第 20 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康福祉部長

(「議案書」55～78 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 20 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決された。

議案第 13 号 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○デジタル戦略課長（石川民男）

（「議案書」 3～12 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 13 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

追加議案第 1 号 財産の減額貸付について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（和田理男）

（「追加議案書」 1～2 ページにより説明）

○委員長 これより追加議案第 1 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

○宮本委員 先ほどの説明の中で、グラウンドも入ったと思うが、体育館利用者の駐車場とのすみ分けはどのようにするのか。

○総合政策課長 貸出区域としては、校舎の東端の体育館との境のところまでとしており、グラウンドについては、屋外のキャンプ等で活用すると伺っている。体育館の

利用者については、体育館の前面にある駐車場を主に使用いただくことになろうかと思うが、協議の中で周辺との調和ということは事業者のほうに求めているため、話し合いの中で活用の範囲と体育館使用時の調整を図りながら進めていくことになろうかと思う。

○宮本委員 もう1点確認だが、先日の全員協議会でも質問させていただいたが、樹木の管理については、今後も今までどおりの管理体制で行っていくのか。

○総合政策課長 現況の部分における除草等の通常の維持管理については、貸出要件に入っており、事業者も認識しているところである。著しく高木になったときの伐採等の想定外の部分については、その都度事業者との協議になろうかと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 減額貸付とのことだが、そもそもの基準額は幾らで、どのくらい減額されている計算になるのか。

○総合政策課長 賃借想定額については、普通財産であるが行政財産使用料条例に基づき算出している。具体的には固定資産評価額を基に貸出率を掛けて算出しており、約370万円が賃借の想定額である。それに対して240万円である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第1号は、原案のとおり可決された。

追加議案第2号 財産の減額貸付について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長

（「追加議案書」3～4ページにより説明）

○委員長 これより追加議案第2号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

○佐貫委員 先ほどと同じ質問であるが、基準額と減額の金額を確認したい。

○総合政策課長 3階建ての建物で面積割の評価額で換算している。算出すると約540万円、それに対し120万円である。

○佐貫委員 先ほどの旧長井小学校の案件とこの旧豊田小学校の案件との減額割合が結構違うと思うが、その基準はどのように決めているのか。

○総合政策課長 金額の開きについては、評価額で建物の構造が大きく影響している。鉄筋コンクリートであると耐用年数が長く評価額が高くなる。貸出基準額は約540万円になるが、他の事例を挙げると、旧長井小学校は昨年度までワーカーズコープに校舎の一部を貸出しており、年額120万円であった。また、面積で申し上げると旧長井小学校のほうは約1,800㎡、旧豊田小学校のほうは約800㎡ということで妥当ではないかと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○副委員長（掛下法示） 使用しない部分についてどのような形で運用するのか。

○総合政策課長 今回の募集では貸出の範囲を3階全てとしたが、1階部分のみ使用したいとのことであった。独占使用という形ではなく、2階、3階に上がる階段部分については、共用スペースとして貸出範囲には含めていないため、2階、3階については今後も使用は可能である。

○副委員長 残りの部分については、体育館も含め今後また募集するのか、活用の考え方を伺う。

○総合政策課長 可能性としてはある。しかし、事業者のほうで障がい児者の方の支援を行うことから、2階、3階の使用を考える上で安全性等を見極めながら、順次2階、3階部分については検討していく。

○副委員長 もう1点、大田原市の事業者であることから、対象は栃木県全域なのか。

○総合政策課長 事業者側の募集の細部までは承知していないが、矢板市民で利用している方も相当数いると伺っているので、市内に立地することから、そういった方々が主たる対象になろうかと受け止めている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第14号 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」13～30ページにより説明)

○委員長 これより議案第14号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

議案第 15 号 矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」31～39 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 15 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 15 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決された。

議案第 29 号 字の廃止及び町の区域の変更について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」102～103 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 29 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 29 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決された。

陳情第 21 号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○藤田委員 不採択でお願いしたい。

○佐貫委員 結論から言うと不採択で。大きく陳情項目として二つ「関係を遮断する内容の宣言決議をしないこと」「団体との関係を調査・質問したりしないこと」であるが、百歩譲って、団体との関係について調査や質問したりしないことは信教の自由に、微妙に侵害する、危惧する部分も一部ありますが、そもそも絶縁宣言というのは、市民の方々への啓発とか、つまりは犯罪から市民を守ることなんだろうなと思うので、この陳情に対しては不採択とさせていただく。

○小林委員 決議をしないこと、信教の自由など、言っていることは妥当だと思う。信教の自由ということの中に、この陳情の趣旨の中で採択しないようにという、言い回しは違和感がある。信教の自由とは非常に重要なことであって、それは憲法でも認められており、ここで書かれているとおりだと思う。しかし、この陳情が求めている議会で宣言決議をしないことや質問したりしないことというようなそのこと

自体に非常に違和感がある。よって結論的には不採択とさせていただく。

○宮本委員 思想・良心の自由及び信教の自由ということに対しては、それもありうるかなと思うが、この議会における信仰の質問や調査等に関しては、やはり侵害ということには当たらないのではないかなということで不採択とさせていただく。

○石井委員 宮本委員が言われたように、結論から言えば不採択とさせていただく。

○中村委員 当然憲法で保障されてるもの、またその憲法に基づいて、いろいろな法令ができ、そういったものを遵守しながら行うというのは当然のことである。そのような当然のことに関することを一つ一つ挙げて、そういうふうにしないことといった陳情そのものに対応すべきかどうか疑問がある。また、貴自治体、貴議会という二つの団体に対して、このような陳情が出されてるということは、ここで審議しづらい内容だと思うため、不採択とさせていただく。

○副委員長 各地域の議会でも審議されているが、やはり社会問題化している宗教団体については、それなりに問いたり、関係を調査したりすることが必要と思うので不採択とさせていただく。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 暫時休憩する。 (10時20分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10時21分)

○委員長 これより、挙手により採決する。陳情第 21 号を不採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手全員)

○委員長 挙手全員である。

したがって、陳情第 10 号は、不採択とすることに決定する。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 0 時 2 2 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長